

本地域のめざすまちの姿の実現に向け、熊本市都市マスタープラン(平成21年3月改訂)や植木都市計画区域マスタープラン(平成16年5月策定)などを踏まえ、以下のような空間構成を基本とした土地利用の推進を図るものとします。

1. ゾーンごとの土地利用方針

◆ 住宅居住ゾーン

市街地内の住居系用途地域を住宅居住ゾーンとして位置づけ、良好な住環境の整備を図ります。また、用途地域以外に位置する良好な住環境を有する住宅団地などの地区は、低層戸建住宅地としてその維持・保全に努めます。

◆ 沿道商業・業務ゾーン

国道3号及び旧国道3号沿道一帯の商業地を沿道商業・業務ゾーンとして位置づけ、多様な商業機能の集積を図ります。

◆ 工業地ゾーン

製造業の集積する国道3号沿道の工業地帯及び植木工業団地を工業地ゾーンとして位置づけ、周辺の住宅地や農地の環境に配慮した工業機能の維持又は集積を図ります。

◆ 流通業務ゾーン

植木インターチェンジ周辺を地域の農産物などの流通業務ゾーンとして位置づけ、周辺環境との調和を図りながら機能充実を図ります。

◆ 農業的土地利用を保全すべきゾーン

優良農地などの保全を推進するとともに、集落などを形成している地域については、農林業の生産環境を保全しつつ、集落内開発制度などを活用した、農業地域のコミュニティ維持や生活環境の向上を図ります。

◆ 自然環境を保全及び形成すべきゾーン

本地域の山林などについて、国土保全機能や景観確保の観点から森林資源の適正な保全を推進します。

2. 拠点地域の基本方針

◆ 行政・文化拠点

現植木町役場と生涯学習センター、健康福祉センター(かがやき館)、植木病院周辺を行政・文化拠点として位置づけ、機能の強化を図ります。

◆ 観光拠点

植木温泉、宮原温泉、田原坂公園、植木三ノ岳の森公園、小野泉水公園を観光拠点として位置づけ、観光ルートのPRなどにより、観光の振興を図ります。

【第9章】本地域における土地利用

3. 連携軸の形成方針

◆ 広域根幹軸

植木インターチェンジを擁する九州縦貫自動車道を広域根幹軸と位置づけ、広域的な観光及び経済活動・生活の玄関口としての利用促進を図ります。

◆ 南北都市軸

国道3号植木バイパスを、市街地内の渋滞を緩和し、円滑な交通流動を担う南北都市軸として位置づけます。

◆ 南北中心都心軸

現在の国道3号を商業・業務、工業、流通、行政・文化、住宅などの都市機能を連絡し、都市計画区域の骨格となる軸として位置づけます。

◆ 東西都市軸

国道208号と県道大津植木線を、南北中心都市軸の機能を補完し本地域西部の自然や観光機能との連絡を担う軸として位置づけます。

◆ その他の都市軸

中心市街地内の循環機能を有する環状道路及び、JR植木駅と市街地を結ぶ東西アクセス道路などを交通連携機能の強化を図る軸として位置づけます。

【第9章】 本地域における土地利用

(本地域における土地利用)



※本図は概ねの位置を示したもので、正確な形状・大きさまで示したものではありません。